

議案提出書

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

平成27年3月19日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 木村清貴様

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行及び組織機構の再編に伴い、現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第1号

横手市議会委員会条例の一部を改正する条例

横手市議会委員会条例（平成17年横手市条例第339号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務企画部、財務部」を「総務部、総合政策部、まちづくり推進部」に改める。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」を「法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定（「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める部分に限る。）は、平成29年12月3日又はこの条例の施行の際現に在職する横手市教育委員会の教育長が退任する日のいずれか早い日から施行する。